

令和6年度  
我孫子市自主防災組織連絡協議会  
総会資料

～安全は 自ら 家から 地域から～



日時 令和6年 5月16日(木)  
午前10時30分～12時00分  
場所 市民プラザ ホール

## 総 会 次 第

### ■ 開 会

### ■ 会 長 挨 拶

### ■ 市 長 挨 拶

### ■ 常 任 幹 事 及 び 事 務 局 紹 介

### ■ 議 題

議案第1号 令和6年度我孫子市自主防災組織連絡協議会

会長及び副会長の選任について…………… 1

議案第2号 令和6年度我孫子市自主防災組織連絡協議会

各地域対策支部の幹事の選任について…………… 1

### ■ 報 告 事 項

1 令和5年度我孫子市自主防災組織連絡協議会の活動実績

及び令和6年度の活動予定について…………… 3

2 令和5年度自主防災組織活動助成等実施状況…………… 5

3 新たに設立された自主防災組織…………… 1 1

4 資器材再交付事業…………… 1 1

### ■ 自 主 防 災 活 動 助 成 金 と 人 材 育 成 事 業 に つ い て…………… 1 1

### ■ 閉 会

・ 自主防災組織連絡協議会設立の経緯について…………… 1 2

・ 我孫子市自主防災組織連絡協議会規約…………… 1 4

・ 我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱…………… 1 6

・ 我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱  
…………… 1 9

・ コミュニティ助成事業…………… 2 0

・ 我孫子市自主防災組織一覧…………… 2 1

■ 議案第 1 号

令和 6 年度我孫子市自主防災組織連絡協議会会長及び副会長の選出について

会 長 〔 園 比佐志 〕 松園自治会自主防災隊

副会長 〔 飯山 初美 〕 我孫子市柴崎台自治会自主防災会

※幹事において、幹事定数は 25 名

■ 議案第 2 号

令和 6 年度我孫子市自主防災組織連絡協議会各地域対策支部の幹事の選任について

各地域対策支部の幹事員数

幹事は 25 名とし、各支部おおむね 5 組織から 1 名、設立の早い組織から輪番とする。

地域対策支部名	令和 5 年度		令和 6 年度	
	自主防災組織数	幹事員数	自主防災組織数	幹事員数
我孫子北部	43 組織	8 名	45 組織	9 名
我孫子南部	17 組織	3 名	17 組織	3 名
天 王 台	29 組織	5 名	29 組織	5 名
湖 北	23 組織	4 名	23 組織	4 名
新 木	14 組織	2 名	14 組織	2 名
布 佐	12 組織	2 名	12 組織	2 名
計	138 組織	24 名	140 組織	25 名

※参考資料は次ページにあります。

《 推薦 》 令和 6 年度常任幹事

常任幹事	山田 寛之	(一財)電力中央研究所 我孫子運営センター 副所長
〃	田中 玲子	我孫子 S L 災害ボランティアネットワーク
〃	新井 吉博	湖北台 5 丁目防災会
〃	山田 悦朗	東高野山自治会防災組織

(資料)

地域対策支部	組 織 名
<b>我孫子北部</b> 4 5 組織／幹事 9 名	つくし野みどり自治会防災会
	久寺家三菱自治会防災会
	久寺家2丁目自治会防災会
	並木八丁目自治会防災会
	中台自治会防災会
	久寺家マンション自治会防災会
	日新自治会防災会
	エールの丘自治会防災会
	我孫子中央自治会防災会
<b>我孫子南部</b> 1 7 組織／幹事 3 名	舟戸台自治会防災対策委員会
	(株)東京鐵骨橋梁我孫子マンション自治防災会
	子の神台自治会防災委員会
<b>天王台</b> 2 9 組織／幹事 5 名	泉自治会自主防災委員会
	早稲田地区自治会防災会
	天王台ファミリーハイツ自治会防災会
	東我孫子区自治会防災会
	パークハイツ我孫子台防災会
<b>湖北</b> 2 3 組織／幹事 4 名	中峠上区自治防災会
	中里区自主防災会
	根古屋団地自治会防災会
	湖北台10丁目自治会防災会
<b>新木</b> 1 4 組織／幹事 2 名	南新木一丁目自治会防災会
	新木県営住宅防災会
<b>布佐</b> 1 2 組織／幹事 2 名	布佐下自治会防災会
	布佐上町自主防災会

## ■ 報告事項

### 1 令和5年度我孫子市自主防災組織連絡協議会の活動実績及び令和6年度の活動予定について

#### (1) 令和5年度の活動実績

##### ① 5月18日(木) 自主防災組織連絡協議会総会 (市民プラザ：ホール)

出席組織： 37組織

議 題： (1) 令和5年度自主防災組織連絡協議会会長及び副会長の選任について  
(2) 令和5年度各地域対策支部幹事の選任について

報告事項： (1) 令和4年度活動実績及び令和5年度の活動予定について  
(2) 令和4年度自主防災組織活動助成等実施状況  
(3) 新たに設立された自主防災組織  
(4) 資器材再交付事業

その他： 自主防災人材育成事業と活動助成等について

##### ② 7月21日(金) 第1回役員会 (我孫子市役所 分館大会議室)

出席者数： 7組織

議 題： (1) 幹事の役割について  
(2) 今年度活動について  
(3) 意見交換会

##### ③ 9月21日(木) 第2回役員会 (我孫子市役所 分館大会議室)

出席者数： 4組織

議 題： (1) 令和5年度市民防災研修会について  
(2) 第3回役員会について  
(3) 防災活動情報共有化ファイルについて

報告事項： 第13回我孫子市災害救援ボランティア講座について

##### ④ 11月27日(月) 市民防災研修会

参加者数： 38名 (一般市民)

研 修 先： 電力中央研究所

研修内容： 講演「気候変動で雨はようになる？～地球温暖化と豪雨・濁水の関係～」

講師 (一財) 電力中央研究所サステナブルシステム研究本部

気象・流体科学研究部門 上席研究員 大庭 雅道

施設見学： (1) 乱流輸送モデリング風洞 (2) 植物栽培温室

⑤ 2月23日（祝）第3回役員会（市役所 分館大会議室）

出席者数： 5組織

議 題： （1）令和6年度自主防災組織連絡協議会総会について  
（2）令和6年度の役員選出について

◆九都県市合同防災訓練

【日時】：9月2日（土） 午前10時00分から午後1時00分

【会場】：川村学園女子大学

（2）令和6年度 自主防災組織連絡協議会活動予定について

① 5月16日（木） 我孫子市自主防災組織連絡協議会総会

会場：市民プラザ ホール

② 7月中旬 第1回役員会

会場未定

③ 9月下旬 第2回役員会

会場未定

④ 11月下旬 防災研修会

会場未定

⑤ 2月中旬 第3回役員会

会場未定

※ 常任幹事会は、必要に応じて随時開催。

## 2 令和5年度自主防災組織活動助成等実施状況

【令和6年4月1日現在】

・自主防災組織訓練等実施状況 68組織／140組織（48.57%）

地域対策支部別：我孫子北 30組織／45組織  
 我孫子南 4組織／17組織  
 天王台 14組織／29組織  
 湖北 11組織／23組織  
 新木 6組織／14組織  
 布佐 3組織／12組織

※市へ「防火防災訓練実施届出書」の提出があった組織数。

### 令和5年度自主防災活動一覧表（申請件数）

※下記一覧表の組織名は、市に提出された「防火防災訓練実施届出書」の記載内容に基づく。

#### 我孫子北部地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
エステ・スクエア我孫子Ⅱ自主防災部	7.8	30	—	避難訓練、消火訓練、応急訓練
根戸中第二上町会防災会	9.3	70	10,841	防災にて知識と対応策の行動、連絡網作成。安否確認訓練、要支援者への避難援助誘導対策、初期消火訓練
モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	9.18	80	—	避難訓練、消火訓練、AED訓練
シティア自治会防災会	10.1	150	—	安否確認訓練、消火器操作訓練、仕切り板破壊訓練、応急処置訓練 他、
都自治会防災会	10.7	30	—	消火訓練、AED訓練
菱田自治会防災会	10.8	50	—	安否確認訓練、避難訓練
並木自治会防災会	10.14	55	20,424	初期消火訓練、救急応急訓練、消防関係車両・避難場所ルート説明、炊き出し訓練 他
グラン・レジデンス自主防災会	10.15	全戸	—	緊急地震速報全戸対応訓練、安否確認訓練、応急処置訓練、消火器操作訓練 他
	3.10	全戸	—	緊急地震速報全戸対応訓練、安否確認訓練、救出救護訓練、初期消火訓練 他

松園自治会自主防災隊	10.21	116	9,322	安否確認訓練、自助行動訓練、初期消火・通報訓練、AED操作訓練
エールの丘自治会防災会	10.22	197	12,577	安否確認訓練、避難訓練、炊飯訓練他
つくし野西自治会自主防災会	11.5	100	992	安否確認訓練、搬送訓練、応急処置訓練
けやき自治会防災会組織	11.5	全戸	—	情報伝達訓練、安否確認訓練
あびこ自治会自主防災会	11.12	55	12,514	安否確認訓練、避難集合訓練、防災資器材設営・取扱訓練 他
妻子原自治会防犯防災委員会	11.12	64	13,000	大規模地震発生を想定した初動訓練、消火訓練
久寺家三菱自治会防災会	11.12	184	16,058	※6 自治会合同訓練 大規模災害発生への対応：各家庭での自助訓練、各自治会の班ごとの避難場所への避難・安否確認訓練 他
久寺家マンション自治会防災会		60	4,070	
久寺家2丁目自治会防災会		90	10,460	
久寺家区自治会防災会組織		83	8,610	
土谷津町会防災会		51	3,590	
日新自治会防災会		41	2,010	
新生自治会防災会	11.12	10	—	資器材の管理点検・稼働テスト
つくし野北自治会自主防災委員会	11.19	84	—	避難集合訓練、消火訓練、AED訓練
並木七丁目自治会自主防災組織	11.25	124	2,750	※3 自治会合同訓練 シェイクアウト訓練、安否確認訓練、消火訓練、避難訓練、応急処置訓練、炊き出し訓練 他
並木八丁目自治会防災会		39	18,424	
並木九丁目自治会自主防災会		31	9,453	
アクアレジデンス自主防災会	11.26	100	—	安否確認訓練、消火器・AED使用訓練
つくし野南自治会自主防災会	11.26	—	—	※中止



学園通り町内会防災部会	12.2	54	—	安否確認訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、防災資器材取扱い訓練 他
ザ・フォレシス自主防災会	12.3	50	—	安否確認訓練、避難訓練、緊急時通報訓練、避難誘導訓練、消火訓練 他
根戸グリーンタウン自治会自主防災組織	2.25	60	16,600	安否確認訓練、出前講座、初期消火訓練、AED操作訓練、模擬通報、煙体験 他

### 我孫子南部地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活動内容
子の神台自治会防災委員会	6.11	50	4,384	入門・普通救命講習、AED・消火器訓練、応急手当訓練（バンドエイド使用法）他
若松第二自治会自主防災会組織	11.11	30	10,015	安否確認訓練、我孫子第一小学校までの避難誘導訓練、我孫子第一小学校での避難所運営訓練
若松第一自治会 若松地区防災防犯委員会	11.19	150	20,806	安否確認訓練、防火・防災訓練、消火訓練、応急処置訓練、資材取扱い訓練、非常食試食訓練
舟戸台自治会防災対策委員会	12.10	40	—	消火訓練、AED訓練

### 天王台地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活動内容
藤和天王台ハイタウン自衛消防隊	4.16	160	—	通報訓練、避難訓練、はしご車救出訓練、初期消火訓、AED操作訓練 他
	10.29	100	25,000	一斉放送訓練、本部設置訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練 他
高野山自治会自主防災組織	7.8	40	—	千葉県西部防災センター（消火器訓練、煙体験 他）
	10.15	72	25,000	避難集合訓練、消火訓練、AED操作訓練、炊き出し訓練、発電機操作訓練 他
下ヶ戸自治会防災・防犯会	8.27	30	—	消火訓練、通報訓練、防災倉庫の点検と器具使用練習、AEDによる救命講習、防災備蓄品・経口補水液等配布
天王台ファミリーハイツ自主防災会	9.19	161	—	安否確認訓練

早稲田地区自治会 防災会	10.15	164	3,628	安否確認訓練
ヒルズ我孫子ガー デニア自治会防災 会	10.22	50	—	避難訓練、消火訓練、通報訓練
天王台ハイツ自治 会防災会	10.28	25	—	防災テント設営、防災備品確認訓練
	11.12	30	—	※2自治会合同訓練 防火・消火訓練、避難訓練、応急方法 AED操作訓練、発電機操作訓練 他
笹山町会防災会		200	—	
フォリア天王台自 治会防災会	11.4	23	—	安否確認訓練
東我孫子区自治会 防災会	11.5	200	25,000	防災資器材展示、消火体験訓練、AED 体験訓練、ロープワーク体験訓練、 簡易トイレ展示、防災グッズ展示 他
アベニュー高野山 自治会防災会	11.12	40	12,300	安否確認訓練、情報伝達訓練、防災備 品の正常性確認
東高野山自治会防 災組織	11.19	111	25,000	避難訓練、消火訓練、応急救護訓練、 炊き出し訓練 他
小暮町内会自主防 災会	12.3	69	10,525	安否確認訓練、消火訓練、AED操作 訓練
ハイマート天王台 管理組合防災委員 会	3.17	120	—	安否確認訓練、初期消火訓練

### 湖北地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
湖北台6丁目自治 会防災会	6.3	50	—	安否確認訓練、テント組立、消火訓練、 チェーンソー操作訓練、発電機操作訓 練
	12.2	31	—	安否確認訓練、水消火訓練、AED操 作訓練
中峠大和自治会防 災委員会	6.18	232	9,608	安否確認巡廻、不掲示宅への理由アン ケート調査と再度の協力依頼
	11.12	300	—	大規模地震発生時の安否確認
湖北台2丁目自治 会自主防災会	7.9	50	—	消火訓練、応急手当訓練、けが人の搬 送訓練

湖北台五丁目自治会 防災会組織	9. 3	72	24, 615	講話、消火訓練、応急処置訓練、スモーク体験、講評
	11. 19	100	—	シェイクアウト訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練
湖北台島原自治会 防災会	9. 10	30	—	消火訓練、A E D操作訓練 他
	3. 9	20	—	A E D操作訓練、三角巾の使用法
湖北台 10 丁目自治会 防災会	9. 16	60	25, 000	災害対策総合訓練、消火・応急・安否訓練、避難誘導 他
根古屋団地自治会 防災会	9. 24	33	10, 000	緊急避難訓練、消火訓練、A E D操作訓練、
湖北台 4 丁目自治会 防災会組織	10. 22	35	25, 000	消火訓練、応急処置訓練
中峠台自治会防災 会組織	11. 12	30	—	初期消火訓練、通報訓練
湖北台 3 丁目自治会 自主防災会	11. 19	30	—	シェイクアウト訓練
湖北台九丁目自治会 防災会組織	11. 26	102	25, 000	消火訓練、A E D操作訓練、テント設営解体訓練、発電機操作訓練 他

### 新木地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
あらか野自治会自 主防災組織	6. 5	20	—	通報訓練、避難誘導訓練、水消火器訓練 他
	10. 29	50	—	※2自治会合同訓練（新木団地自治会） 安否訓練、避難誘導訓練、通報訓練、 水消火器訓練、応急手当訓練 他
	2. 4	20	—	消火訓練、避難訓練、通報訓練、安否 確認訓練 他
新木団地自治会自 主防災組織	10. 29	120	—	※2自治会合同訓練（あらか野自治会 自主防災組織） 安否訓練、避難誘導訓練、通報訓練、 水消火器訓練、応急手当訓練 他
吾妻台自治会防災 会	10. 29	82	—	シェイクアウト訓練、通報訓練、安否 確認訓練

我孫子市上あらき 台自治会防災会	11.5	95	740	消火訓練、A E Dによる救命講習
江蔵地自治会防災 委員会	11.12	17	—	安否確認訓練、避難誘導訓練、防災、 食の体験
南新木一丁目自治 会防災会	2.4	35	—	A E D操作訓練、避難訓練、安否確認 訓練

### 布佐地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
布佐上町自主防災 会	5.14	40	20,239	炊き出し訓練、土嚢作り、広場草刈り
	12.14.	18	—	クリーンセンター見学、防災ビデオ観 賞
	1.21	17	—	救命講習
	10.1	319	—	※布佐連合町会合同防災訓練 安否確認訓練、地区支部開設訓練、防 災本部開設訓練
布佐平和台自治会 防災組織		2833	25,000	
	7.9	26	—	消火器の設置場所確認、避難経路の確 認、消火訓練、救護訓練
	2.11	23	—	避難訓練、通報訓練
布佐大和町自治会 防災会	10.1	60	—	※布佐連合町会合同防災訓練 安否確認訓練、地区支部開設訓練、防 災本部開設訓練
	1.28	250	—	避難場所確認訓練、炊き出し訓練、非 常食の配布

### ・ 自主防災組織借地助成事業 1 組織

我孫子中央自治会防災会

### 3 新たに設立された自主防災組織 2組織

地域対策支部	組織名	設立日
我孫子北部	ザ・フォレシス自主防災会	R5. 8. 18
我孫子北部	けやきの丘自治会自主防災会	R5. 10. 23

### 4 資器材再交付事業

地域対策支部	組織名	交付日	設立日
我孫子北部	並木9丁目自治会自主防災会	R6. 3. 29	H9. 4. 1
新木	我孫子市上あらき台自治会防災会	R6. 3. 25	H9. 7. 11

#### 交付した主な資器材

・発電機 ・リヤカー ・合図灯 ・担架 など

#### ■ 自主防災活動助成金と人材育成事業について

- ・ 自主防災組織活動助成金について
- ・ 防災士及び災害救援ボランティア育成事業について

## 自主防災組織連絡協議会設立の経緯について

自主防災組織は、昭和56年度に「湖北台10丁目自治会防災会」が設立されて以来、令和6年3月までに140の自主防災組織が設立され、活動しています。

自主防災組織連絡協議会は、「自主防災組織懇談会」の発展と各自主防災組織の間で、情報交換と活動の連携により活性化を図ることを目的として設立されました。

### ◆自主防災組織年度別設立組織数 (令和6年4月1日現在)

番号	設立年度	設立組織数	番号	設立年度	設立組織数
1	S56	1	22	H16	0
2	S59	2	23	H17	4
3	S60	3	24	H18	3
4	S61	3	25	H19	5
5	S62	3	26	H20	2
6	S63	1	27	H21	2
7	H元	1	28	H22	2
8	H2	2	29	H23	1
9	H3	2	30	H24	2
10	H4	3	31	H25	6
11	H5	3	32	H26	2
12	H6	3	33	H27	2
13	H7	11	34	H28	0
14	H8	12	35	H29	1
15	H9	11	36	H30	0
16	H10	9	37	R元	0
17	H11	11	38	R2	0
18	H12	10	39	R3	3
19	H13	7	40	R4	1
20	H14	2	41	R5	2
21	H15	2	合計		140

### —経緯—

- 平成7年度
  - ・事務局から自主防災組織連絡協議会設立の提案
  - ・活動目的と内容の検討 ⇒ 事務局で再整理
- 平成8年度
  - ・設立目的及び活動内容等を規定する「規約」の検討
- 平成9年度
  - ・自主防災組織懇談会から委任された12名の準備委員により、事務局（案）の検討
  - ・規約は条文の表現を分かり易くすることで、同懇談会了承
- 平成9年6月1日「我孫子市自主防災組織連絡協議会規約」施行
  - ・会長、副会長を選任し、我孫子市自主防災組織連絡協議会として活動開始

## 我孫子市自主防災組織整備事業資器材再交付対象組織一覧（3箇年分）

設立25年以上を経過した組織一覧 ※再交付済組織は除く（令和6年4月1日現在）

組織名	設立日	R6年度 対象	R7年度 対象	R8年度 対象
久寺家区自治会防災会組織	H6. 4. 24	○		
江蔵地自治会防災会組織	H6. 1. 26	○		
舟戸台自治会防災対策委員会	H9. 7. 16	○		
子の神台自治会防災委員会	H10. 4. 1	○		
東我孫子区自治会防災会	H10. 8. 14	○		
けやき自治会防災会組織	H7. 5. 24		□	
湖北台五丁目自治会防災会組織	H8. 10. 25		□	
中峠大和自治会防災委員会	H9. 4. 22		□	
早稲田地区自治会防災会	H9. 9. 25		□	
湖北台3丁目自治会自主防災会	H9. 10. 27		□	
モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	H10. 4. 28		□	
あらき野自治会自主防災組織	H11. 7. 19		□	
つくし野西自治会自主防災会	H11. 8. 1		□	
土谷津町会防災会	H11. 11. 1		□	
天王台ファミリーハイツ自主防災会	H10. 7. 31		□	
布佐上町自主防災会	H12. 3. 13		□	
久寺家三菱自治会防災会	H12. 11. 1			△
久寺家2丁目自治会防災会	H12. 12. 1			△
並木八丁目自治会防災会	H13. 2. 20			△
天王台ハイツ自治会防災会	H12. 4. 24			△
湖北台9丁目自治会防災会組織	H8. 2. 5			△
中峠台自治会防災会組織	H8. 2. 9			△
布佐大和町自治会防災会	H11. 7. 1			△

□印「令和7年度対象」は、令和6年度に防災訓練を実施した場合に対象となります。

△印「令和8年度対象」は、令和6年度、令和7年度に防災訓練を実施した場合に対象となります。

『今後3年度継続して防災訓練を実施した場合に対象となる組織』

21ページから掲載されている「我孫子自主防災組織一覧」の再交付日の欄に☆印がついている組織が対象となります。

（令和6年度、令和7年度、令和8年度に防災訓練を実施した場合は令和9年度に対象となります。）

# 我孫子市自主防災組織連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、我孫子市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、自主防災組織相互の救護、救援活動等の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 自主防災組織の活動、協力体制の充実に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の情報交換に関すること。

(構 成)

第4条 協議会は、我孫子市に自主防災組織設立届を受理された全ての団体で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
常任幹事	5名以内
幹 事	若干名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

3 常任幹事は、協議会経験者、学識経験者又は自主防災組織の活動に意欲のある者のうちから役員会の推薦により会長が選出する。

4 幹事は、各支部おおむね5組織から1名を選出し、設立の早い組織から輪番とする。ただし、会長、副会長を選出する組織を除くものとする。

(役員任期)

第5条の2 役員任期は、1年（総会から次年度の総会までの間をいう。）とする。ただし、欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長及び常任幹事は、再任することができる。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 常任幹事は、協議会所掌事務について助言、提言を行う。
- (4) 幹事は、会務を掌理し、会員相互の連絡調整を行う。

(会 議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) その他必要な会議



(事務局)

第8条 会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、我孫子市防災担当課内に置く。

(規約改正)

第9条 本規約は、総会における出席組織の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附 則

この規約は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

## 我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱

平成9年3月31日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るため、市内の自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において、必要な資器材の交付（以下「資器材交付事業」という。）又は組織活動への助成若しくは資器材保管倉庫用地借上げ経費に対する助成（以下「助成金交付事業」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 組織 本市の一定の地域の住民によって構成され、当該地域の防災活動を行うことを目的に、自主的に組織された団体であって、市長が認めたものをいう。

(2) 新規団体 資器材の交付を受けていない組織をいう。

(組織の届出)

第3条 この告示の適用を受けようとする組織（新規団体に限る。）は、自主防災組織設立届（様式第1号）に、組織の規約、組織の編成計画、組織役員名簿及び組織の年間事業計画を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成対象事業の種類等)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の種類、範囲、対象者及び交付基準額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 資器材の交付を申請しようとするときは、自主防災組織整備資器材交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 活動助成事業の助成金の交付を申請しようとするときは、防火防災訓練を実施する日の14日前までに、規則第3条に定める補助金等交付申請書に防火防災訓練実施届出書を添えて、市長に提出するものとする。

3 借地助成事業の助成金の交付を申請しようとするときは、年度の中途において申請する場合を除き、毎年4月1日から4月30日までに、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 土地の登記簿謄本の写し

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、助成金交付事業を中止し、又は期日を延期する場合及び内容を変更をする場合には、速やかに市長に報告することとする。

(交付の決定通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請を受理したときは、資器材交付事業については、組織の代表者に対し、自主防災組織整備資器材交付決定通知書（様式第3号）により、助成金交付事業については、助成事業（資器材交付事業を除く。以下同じ。）を行う者に対し、規則第6条に定める補助金等

交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 組織の代表者は、資器材の交付を受けたときは、速やかに自主防災組織整備資器材受領書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 活動助成事業を行う者が実績報告をしようとするときは、防火防災訓練実施後14日までに、規則第11条に定める補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

3 借地助成事業を行う者が実績報告をしようとするときは、事業年度終了後、速やかに規則第11条に定める補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条第2項及び第3項の規定により実績報告を受領したときは、内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、規則第12条に定める確定通知書により助成事業を行う者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により助成金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(譲渡の禁止)

第11条 交付された資器材は、他に譲渡してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。

(我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱の廃止)

2 我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に前項の規定による廃止前の我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱の規定によりなされた申請、届出その他の行為又は決定その他の処分は、この告示による相当規定によってなされた申請、届出その他の行為又は決定その他の処分とみなす。

附 則(平成10年4月15日告示第64号)

この告示は、平成10年5月1日から施行する。

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表

事業の種類	資器材交付事業	
	新規分交付事業	再交付事業
範囲	組織に必要な資器材の交付を受ける場合	組織に必要な資器材の交付を受ける場合
対象者	新規団体	新規団体設立から25年以上経過し、かつ、直近の3か年において、連続して市に防火防災訓練実施届出書を提出した防火防災訓練を実施している団体
交付基準額	資器材に要する経費は50万円を限度とする。ただし、1組織1回限りとする。	次の算式により求めた額とする。ただし、30万円を限度とする。 10万円 + (400円 × 世帯数)
備考	交付の対象となる資器材は、次に掲げるとおりとする。 情報連絡用：メガホン及びラジオ 初期消火用：消火器及びヘルメット 救出活動用：バール、ロープ、発電機セット、スコップ、鋸及びハンマー 救護用：担架、テント及び救急医療セット 避難用：強カライト、腕章、リヤカー及び誘導旗 給食給水用：炊飯セット 資器材保管用：簡易型備蓄倉庫 その他組織の整備に特に必要と認めた資器材	

事業の種類	活動助成事業	借地助成事業
範囲	防火防災訓練を実施する場合。ただし、1年度1回限りとする。	資器材保管倉庫用として土地を借用する場合
対象者	組織の届出を提出した団体。ただし、設立年度は除く。	組織の届出を提出した団体
交付基準額	組織の加入世帯に応じそれぞれ次に掲げる額とし、2万5千円を限度として助成する。 (1) 50世帯以下 10,000円 (2) 51世帯以上 10,000円 + (世帯数 - 50世帯) × 100円	賃貸借した土地の年間賃料とし、次の算式により求めた額とする。ただし、19,440円以内とする。 $300円 \times 借地面積(坪) \times 12ヶ月 \times 0.9$
備考	助成は、防火防災訓練に要する経費を対象とする。	次に掲げる費用については、助成対象としない。 (1) 権利金 (2) 保証金 (3) 預り金 (4) 手数料 (5) 更新料

## 我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、減災と地域の防災力の向上のための活動に専門的な知識をもって参加し、協力することができる防災士及び災害救援ボランティア（以下「防災士等」という。）を育成するため、防災士等の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証登録をした者をいう。
- (2) 災害救援ボランティア 災害救援ボランティア推進委員会（以下「推進委員会」という。）が主催する講座を受講し、災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 防災士 本市の住民基本台帳に記録された者であって、かつ、防災士の認証登録をすることについて、当該者が属する自治会又は自主防災組織の推薦を受けたもの
- (2) 災害救援ボランティア 本市の住民基本台帳に記録された者又は市内の事業所若しくは大学に在勤し、若しくは在学する者

### (補助金の交付要件、対象経費及び額)

第4条 補助金の交付要件、対象となる経費及び額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる講座の受講申込みをしたことを証するものの写し
- (2) 防災士にあつては自治会又は自主防災組織からの推薦書（様式第2号）並びに防災士研修講座受講料及び防災士資格取得試験受験料の支払いを証するものの写し
- (3) 災害救援ボランティアにあつては災害救援ボランティア講座受講料の支払いを証するものの写し

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、防災士認証登録をした日又は災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた日から1月以内に、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防災士にあつては防災士認証状の写し及び防災士認証登録料の支払いを証するものの写し
  - (2) 災害救援ボランティアにあつては災害救援ボランティアセーフティリーダー認定証の写し
- (補助金の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があつたときは、速やかに内容を審査し、補助金の額を決定し、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者があつたときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(防災事業への協力)

第11条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた防災士等は、市、自治会等の要請に応じ、それらが実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日告示第175号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

	交付要件	補助対象経費	補助金の額
防災士	防災士機構の防災士認証登録をすること。	防災士機構が認定した機関が実施する防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料(初回のみ)	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、4万円を限度とする。
災害救援ボランティア	災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けること。	推進委員会が主催する災害救援ボランティア講座受講料	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、9,200円を限度とする。

## ■ コミュニティ助成事業について

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動(防災活動)に必要な備品等に対する助成を行うものです。

詳細については市のホームページ「コミュニティ助成事業」をご確認ください。

我孫子市自主防災組織一覧

地域対策支部	組織名	設立日	再交付日	世帯数
我孫子北部 45組織	松園自治会自主防災隊	S60. 2. 19	H30. 2. 22	280
	根戸中第三町会防災会	S60. 2. 25	☆	118
	都自治会防災会	S61. 11. 29	R3. 3. 18	190
	台田中央防災会	S63. 2. 17	☆	258
	学園通り町内会防災部会	H3. 9. 1	R2. 3. 6	516
	並木自治会防災会	H5. 2. 6	H31. 3. 22	581
	並木7丁目自治会自主防災組織	H5. 2. 25	R2. 3. 9	253
	久寺家区自治会防災会組織	H6. 4. 24	○	165
	つくし野中央自治会自主防災組織	H6. 5. 15	R3. 3. 18	900
	けやき自治会防災会組織	H7. 5. 24	□	27
	つくし野北自治会自主防災委員会	H8. 4. 7	R5. 3. 24	341
	あびこ自治会自主防災会	H8. 4. 7	R5. 2. 13	155
	根戸グリーンタウン自治会自主防災組織	H8. 10. 20	R5. 2. 20	114
	つくし野東自治会防災会	H9. 1. 24	☆	160
	並木9丁目自治会自主防災会	H9. 4. 1	R6. 3. 29	258
	モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	H10. 4. 28	□	187
	エクセレンス我孫子自治会防災会	H10. 12. 10	☆	31
	天子山自治会防災会	H11. 5. 9	☆	98
	つくし野西自治会自主防災会	H11. 8. 1	□	238
	土谷津町会防災会	H11. 11. 1	□	73
	台田新富町会防災会	H11. 12. 1	☆	171
	つくし野みどり自治会防災会	H12. 4. 10	☆	93
	久寺家三菱自治会防災会	H12. 11. 1	△	304
	久寺家2丁目自治会防災会	H12. 12. 1	△	198
	並木八丁目自治会防災会	H13. 2. 20	△	278
	久寺家マンション自治会防災会	H13. 12. 1	☆	77
	日新自治会防災会	H14. 1. 1	☆	38
	中台自治会防災会	H14. 2. 1	☆	135
	エールの丘自治会防災会	H15. 10. 1		482
	我孫子中央自治会防災会	H17. 10. 29		96
	ダイアパレス自治会防災会	H18. 3. 1		33
	シティア自治会防災会	H19. 3. 24		851
	菱田自治会防災会	H20. 7. 4		133
	アクア・レジデンス自主防災会	H21. 6. 26		424
	グラン・レジデンス自主防災会	H22. 1. 8		738
	妻子原自治会防犯防災委員会	H23. 4. 1		79

	根戸中第二上町会防災会	H24. 12. 2		82
	エステ・スクエア我孫子Ⅱ自主防災部	H25. 5. 21		57
	つくし野南自治会自主防災会	H25. 8. 30		283
	つくし野台自治会防災会	H26. 10. 22		109
	新生自治会防災会	R3. 6. 19		44
	※1 パークシティ我孫子自主防災組織	R4. 1. 20		298
	台田町会防災組織	R4. 4. 7		67
	ザ・フォレシス自主防災会	R5. 8. 18		263
	けやきの丘自治会自主防災会	R5. 10. 23		85
我孫子南部 17組織	ときわ台防災会	S60. 4. 14	☆	725
	根戸新田自治会自主防災会	S63. 3. 1	☆	23
	しらさぎ自治会防災会	H3. 6. 9	☆	110
	新船戸町会防災会	H5. 3. 5	☆	58
	若松第一自治会防災会組織	H8. 5. 29	R5. 3. 20	384
	白山湖畔町会自治会防災会組織	H8. 7. 24	☆	180
	若松第二自治会防災会組織	H8. 10. 22	R5. 2. 20	403
	舟戸台自治会防災対策委員会	H9. 7. 16	○	198
	(株)東京鐵骨橋梁我孫子マンション自治防災会	H9. 12. 12	☆	17
	子の神台自治会防災委員会	H10. 4. 1	○	818
	我孫子第十町内会自治会防災会	H10. 8. 6	☆	307
	栄自主防災会	H11. 11. 11	☆	392
	東町々会自主防災会	H12. 5. 15	☆	176
	我孫子第一町内会自主防災会	H13. 12. 3	☆	374
	寿町内会防災会	H18. 2. 1		260
	湖畔町内会防災会	H22. 5. 27		222
	白山東町会防災会	H25. 9. 18		185
天王台 29組織	青山台自治会災害対策委員会	H1. 10. 11	☆	1002
	東高野山自治会防災組織	H7. 7. 1	R3. 9. 30	365
	岡発戸新田自治会防災会	H8. 2. 20	☆	40
	柴崎区自治会防災会組織	H8. 2. 26	☆	313
	都部新田自治会防災会組織	H8. 2. 28	☆	22
	岡発戸茶ノ木会防災会	H8. 10. 29	☆	14
	柴崎台自治会自主防災会	H9. 6. 17	☆	726
	青山区防災会	H9. 6. 23	☆	190
	泉自治会自主防災委員会	H9. 8. 20	☆	671
	早稲田地区自治会防災会	H9. 9. 25	□	174
	天王台ファミリーハイツ自治会防災会	H10. 7. 31	△	161
	東我孫子区自治会防災会	H10. 8. 14	○	975



	パークハイツ我孫子台防災会	H11. 6. 27	☆	100
	天王台ハイツ自治会防災会	H12. 4. 24	△	80
	天王台自治会防災会	H12. 10. 14	☆	653
	笹山町会防災会	H14. 1. 17	☆	428
	アベニュー高野山自治会防災会	H14. 4. 7		73
	下ヶ戸自治会防災・防犯会	H18. 1. 28		661
	天王台ウィルヒルズ自治会自主防災組織	H18. 4. 1		36
	南青山自治会防災会	H18. 12. 10		496
	CRS自治会防災会	H19. 10. 31		56
	岡発戸自治会防災会	H20. 4. 8		172
	高野山自治会自主防災組織	H24. 4. 27		1084
	ヒルズ我孫子ガーデニア自治会防災会	H25. 4. 1		96
	藤和天王台ハイタウン自衛消防隊	H25. 8. 7		219
	天王台西自治会防災会	H27. 9. 30		39
	※1 ハイマート天王台管理組合防災委員会	H27. 12. 5		148
	フォリア天王台自治会防災会	H29. 12. 20		43
	小暮町内会自主防災会	R3. 8. 2		130
湖北 23組織	湖北台10丁目自治会防災会	S56. 12. 20	H28. 10. 11	419
	湖北台8丁目防災の会	S60. 4. 1	R2. 3. 10	280
	※2 湖北台団地自治会中央防災委員会	S61. 3. 10	R4. 2. 7	1459
	※2 湖北台団地自治会西防災委員会	S61. 9. 6		
	※2 湖北台団地自治会東防災委員会	S61. 9. 6		
	朝日会防災会	S63. 3. 1	☆	26
	湖北台島原自治会防災会	H2. 12. 19	H28. 12. 19	246
	みどり台自治会防災会	H6. 3. 1	R3. 3. 31	195
	湖北台9丁目自治会防災会組織	H8. 2. 5	△	283
	中峠台自治会防災会組織	H8. 2. 9	△	517
	湖北台2丁目自主防災会	H8. 2. 9	R4. 3. 29	374
	古戸防災会	H8. 2. 19	☆	67
	湖北台4丁目自治会防災会組織	H8. 7. 30	R5. 2. 13	210
	湖北台6丁目自治会防災会	H8. 9. 28	R5. 2. 28	217
	湖北台1丁目自治会防災隊	H8. 10. 4	☆	240
	湖北台五丁目自治会防災会組織	H8. 10. 25	□	290
	中峠大和自治会防災委員会	H9. 4. 22	□	308
	湖北台3丁目自治会自主防災会	H9. 10. 27	□	142
	日秀区防災会	H10. 6. 16	☆	351
	中峠下区自治会自主防災会	H12. 6. 1	☆	575
	中峠上区自治防災会	H12. 12. 1	☆	509

	中里区自主防災会	H19. 6. 10		479
	根古屋団地自治会防災会	H19. 7. 29		51
新木 14組織	新木団地自治会自主防災組織	H6. 1. 14	R2. 3. 13	667
	江蔵地自治会防災会組織	H6. 1. 26	○	44
	下新木自治会防災会組織	H6. 5. 12	☆	125
	上新木区防災会組織	H8. 2. 21	☆	57
	我孫子市上あらき台自治会防災会	H9. 7. 11	R6. 3. 25	219
	あらき野自治会自主防災組織	H11. 7. 19	□	611
	北原地自治会防災会	H11. 11. 1	☆	12
	ニュー新木自治会防災会	H13. 12. 1	☆	59
	新木住宅自治会防災会	H14. 2. 10	☆	14
	松風苑自治会防災会	H15. 11. 17		59
	南新木自治会自主防災部	H19. 12. 26		711
	南新木一丁目自治会防災会	H22. 5. 8		439
	新木県営住宅防災会	H25. 6. 5		98
	吾妻台自治会防災会	H26. 9. 16		118
布佐 12組織	布佐平和台自治会防災組織	S63. 7. 16	H29. 1. 27	1253
	布佐三丁目自治会防災会	H2. 12. 19	R4. 3. 29	422
	布佐南自治会自主防災組織	H7. 5. 8	R3. 11. 2	31
	ウイング自治管理組合防災会	H10. 3. 23	☆	446
	布佐二丁目自治会防災会	H10. 4. 21	☆	232
	布佐台自治会防災会	H10. 7. 27	☆	73
	布佐大和町自治会防災会	H11. 7. 1	△	313
	布佐下自治会防災会	H11. 9. 19	☆	105
	布佐上町自主防災会	H12. 3. 13	□	264
	新々田自治会防災会	H12. 12. 15	☆	95
	布佐和田前自治会防災会	H15. 2. 14		56
	布佐一丁目自主防災会	H17. 11. 1		281

【組織数】：令和6年4月1日現在 【世帯数】：令和6年4月30日現在

※1 パークシティ我孫子自主防災組織、ハイマート天王台管理組合防災委員会、ザ・フォレス自主防災会は、管理組合を母体とした自主防災組織です。

※2 湖北台団地自治会については、自治会の中に3組織あります。

☆印 今後3年度継続して防災訓練を実施した場合に資器材再交付対象となる組織  
(平成13年度以前に設立している組織が対象となります。令和6年度、令和7年度、令和8年度に防災訓練を実施の場合は令和9年度に対象となります。)

○印 今年度資器材再交付の対象となっています。

□印 令和6年度に防災訓練を実施した場合に令和7年度対象となります。

△印 令和6年度、令和7年度に防災訓練を実施した場合に令和8年度対象となります。



我孫子市観光

マスコットキャラクター

手賀沼のうなぎさん